

令和 7 年 6 月 17 日
総務省行政管理局公共サービス改革推進室

民間競争入札実施事業
「事前旅客情報照合業務、外国人個人識別情報認証業務用プログラム開発及び保守業務」
の評価について（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 7 条第 8 項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

記

I 事業の概要等

事 項	内 容
実施行政機関等	警察庁
事業概要	事前旅客情報照合業務及び外国人個人識別情報認証業務のプログラム開発及び保守業務
実施期間	・プログラム開発 令和 3 年 12 月 1 日～令和 5 年 7 月 31 日 ・プログラム保守 令和 5 年 8 月 1 日～令和 9 年 2 月 28 日
受託事業者	日本電気株式会社
契約金額（税抜）	1, 219, 000, 000 円
入札の状況	1 者応札（説明会参加＝45 者／予定価内＝1 者）
事業の目的	テロリスト及び不法入国者の上陸阻止、輸入禁制品等の密輸阻止及び指名手配者の逮捕等水際における取締りの徹底を図ることを目的とする。
選定の経緯	行政事業レビューにおいて、問題等が指摘されたもの（システム関連業務であり、一者応札となっている事業）として自主的選定され、平成 26 年度の公共サービス改革基本方針（平成 26 年 7 月 11 日閣議決定）別表に記載された。（市場化テスト第 2 期）

II 評価

1 概要

市場化テストを継続することが適当である。

経費削減及び競争性の確保という点において課題があるため、次期業務において、引き続き民間競争入札を実施することとする。

2 検討

(1) 評価方法について

警察庁から提出された令和3年12月から令和7年2月までの実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費及びその前提としての競争性等の観点から評価を行う。

(2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価

事 項	内 容	
確保されるべき 質の達成状況	以下のとおり、適切に履行されている。	
	確保されるべき水準	評価
	1. 対象業務の適切な実施 実施要項「2(3) 対象業務の詳細な内容」を、スケジュールを遵守して適切に実施すること。	サービスの質は確保されている。 2(3)の内容について、スケジュールを遵守して、対象業務を適切に実施することができなかった件数が0件
	2. 技術者駆けつけ時間 警察庁から技術者の派遣要請があった場合は、3時間以内に技術者を派遣すること。	サービスの質は確保されている。 技術者駆けつけ時間において調達仕様書の保守要件を満たす対応ができなかった件数が0件
	3. 障害報告に要する時間 警察庁から連絡を受けた障害について、障害原因、対象業務への影響範囲や最終対処方法を原則5執務日以内に書面で報告すること。期限内に報告できない場合は、別途報告日を提示するとともに、必要に応じて中間報告を行うこと。	サービスの質は確保されている。 障害報告に要する時間において保守作業計画書の保守要件を満たす対応ができなかった件数が0件
	4. 回答に要する時間 警察庁からの技術的な問合せに対し、原則5執務日以内に回答すること。期限内に回答できない場合は、別途回答日を提示するとともに、必要に応じて中間回答を行うこと。	サービスの質は確保されている。 回答または中間回答に要する時間において保守作業計画書を満たす対応ができなかった件数が0件
	5. サービスレベルアグリーメントの締結 対象業務の効率化、品質向上及び円滑化を図るため、別途サービスレベルアグリーメントを締結する。	サービスの質は確保されている。 相互の役割や必要な管理項目・サービスレベル管理指標等について記載された保守作業計画書の提出後、警察庁の承認を受けている。

民間事業者からの改善提案	受託事業者からは、以下のような改善提案があり、実施されている。 ・ 照会結果一覧画面において、絞り込みやページ遷移の改善提案があり、複数画面において対象機能が設けられ、利用者の利便性に対し高い導入効果が得られた。 ・ プログラム群一式と共に同プログラムの導入手順書をダウンロード可能とする改善提案があり、利用者自身が行うプログラム導入作業が容易に進められるようになり、利用者の利便性に対し高い導入効果が得られた。
--------------	--

（３）実施経費（税抜）

実施経費は、従来経費と比較してプログラム開発で 19.25%（1 億 6847 万円）増加し、プログラム保守で 10.26%（1 年当たり 455 万円）増加している。

	プログラム開発	プログラム保守
従来経費（※）	875,088,756 円	44,405,496 円（1 ヶ年相当）
実施経費	1,043,560,000 円	48,960,000 円（1 ヶ年相当）
増減額	168,471,244 円増額	4,554,504 円増額（1 ヶ年相当）
増減率	19.25%増	10.26%増（1 ヶ年相当）

※ 実施経費についての評価は、本来は、市場化テスト実施前の経費との比較で行わなければならない。しかし、第２期では、開発及び保守ともにテスト前の範囲に機能が追加され、それらが一体化しており、上記の比較をすることが大変困難である。そのため、比較の対象を「第２期の開発に含まれる第１期での各開発の合計」及び「第２期の保守対象が出そろった時点（第１期末）での各保守の合計」（１ヵ年相当）とした。

（４）選定の際の課題に対応する改善

選定の際に競争性に課題が認められた。また、市場化テスト第１期の事業評価にあつては次の改善策を講じるとされたところ、第２期において実施されている。

- ① 資料提供招請時、説明会を開催する。
- ② ①により寄せられた意見等に基づき、実施要項を見直すとともに、改正した実施要項に関する意見招請を実施し、①と同様に説明会を実施する。
- ③ ②により寄せられた意見を踏まえ作成した最終の実施要項について、入札説明会の機会を通じて、企業が抱く懸念解消に向け警察庁が取り組んだ内容等を説明する。

しかし、１者応札が継続しており、課題が残った。

（５）評価のまとめ

民間事業者の改善提案について、操作性、利便性の向上に関する取組など、民間事

業者のノウハウ創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できる。

また、業務の実施にあたり確保されるべき達成目標として設定された質について、水準を全て満たし、質を確保したと評価できる。

一方、経費は増加し、1 者応札は継続しており、その点について課題が認められた。

(6) 今後の方針

以上のとおり、競争性の確保及び経費の削減において課題が認められ、本事業において良好な実施結果を得られたと評価することは困難である。そのため、次期事業においては、両課題について検討を加えた上で、引き続き民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていく必要があるものとする。

令和 7 年 5 月 23 日
警察庁長官官房
技 術 企 画 課

民間競争入札実施事業

事前旅客情報照合業務、外国人個人識別情報認証業務用プログラム開発及び保守業務の実施状況について

1 事業の概要

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成 18 年法律第 51 号）に基づく民間競争入札を行い、以下の内容により、令和 3 年度から事前旅客情報照合業務及び外国人個人識別情報認証業務のプログラム開発及び保守業務を実施している。

今期にあってはハードウェアの更新に伴う調達であるところ、警察共通基盤システムの導入に伴いハードウェアの賃貸借契約及び設置構築契約は別で行っていることから、プログラム開発及び保守業務の実施事業となる。

(1) 業務内容

事前旅客情報照合業務及び外国人個人識別情報認証業務は、テロリスト及び不法入国者の上陸阻止、輸入禁制品等の密輸阻止及び指名手配者の逮捕等水際における取締りの徹底を図ることを目的とする業務である。

ア 事前旅客情報照合業務

航空会社から提供される国際線の搭乗者氏名等の旅客情報と関係省庁が保有する要注意者情報を照合し、我が国の安全対策上問題がある旅客等の情報を関係部署に通報する業務である。

イ 外国人個人識別情報認証業務

入国審査時に提供される外国人の個人識別情報と関係省庁が保有する要注意者の個人識別情報を照合し、我が国の安全対策上問題がある旅客等の情報を関係部署に通報する業務である。

(2) 契約期間

ア 事前旅客情報照合業務及び外国人個人識別情報認証業務用プログラム開発

令和 3 年 12 月 1 日から令和 5 年 7 月 31 日

イ 事前旅客情報照合業務及び外国人個人識別情報認証業務用プログラム保守

令和 5 年 8 月 1 日から令和 9 年 2 月 28 日

(3) 受託事業者

日本電気株式会社

(4) 受託事業者決定の経緯

令和 5 年 3 月運用開始に向け、2 か年開発として令和 3 年 6 月契約で調達を進めていたところ、入札参加者（1 者）から提出された企画書等を審査した結果、警察庁

の要求要件を満たしていることが確認され、令和３年６月２３日に開札した結果、予定価格を超過していたことから、不落となった。その後、再度入札官報公示を行い、入札参加者（１者）から提出された企画書等を審査した結果、警察庁の要求要件を満たしていることが確認され、令和３年１１月３０日に開札した結果、予定価格の範囲内であったことから、受託事業者との契約に至ったものである。

(5) 実施状況評価期間

令和３年１２月１日から令和７年２月２８日までの３年３ヶ月

2 確保されるべき対象業務の質の達成状況及び評価

民間競争入札実施要項において定めた受託事業者が確保すべき対象業務の質の達成状況に対する警察庁の評価は、次のとおりである。

評価事項	測定指標	評価
対象業務の適切な実施	民間競争入札実施要項の「２（３）対象業務の詳細な内容」を、スケジュールを遵守して適切に実施すること。	２（３）の内容について、スケジュールを遵守して、対象業務を適切に実施することができなかった件数が０件であったため、対象業務の質は確保されている。
技術者駆けつけ時間	警察庁から技術者の派遣要請があった場合は、３時間以内に技術者を派遣すること。	技術者駆けつけ時間において調達仕様書の保守要件を満たす対応ができなかった件数が０件であったため、対象業務の質は確保されている。
障害報告に要する時間	警察庁から連絡を受けた障害について、障害原因、対象業務への影響範囲や最終対処方法を原則５執務日以内に書面で報告すること。期限内に報告できない場合は、別途報告日を提示するとともに、必要に応じて中間報告を行うこと。	障害報告に要する時間において保守作業計画書の保守要件を満たす対応ができなかった件数が０件であったため、対象業務の質は確保されている。
回答に要する時間	警察庁からの技術的な問合せに対し、原則５執務日以内に回答すること。期限内に回答できない場合は、別途回答日を提示するとともに、必要に	回答または中間回答に要する時間において保守作業計画書を満たす対応ができなかった件数が０件であったため、対象業者の質は確保されている。

	応じて中間回答を行うこと。	
サービスレベル アグリーメント (Service Level Agreement) の 締結	対象業務の効率化、品質向上 及び円滑化を図るため、別途 サービスレベルアグリーメン トを締結する。	相互の役割や必要な管理項目・サー ビスレベル管理指標等について記 載された保守作業計画書の提出 後、警察庁の承認を受けており、 対象業務の質は確保されている。

3 実施経費の状況及び評価

業務の機能改善を行い、市場化テスト対象部分に拡張が生じたことにより、市場化テスト実施前との適切な比較が困難と判断し、次のとおり評価を行った。

機能改善に伴う追加契約分の金額を市場化テスト前と合算し、市場化テスト後の金額と比較した。実施経費の状況及び評価結果については、次のとおり。

	実施経費	第 1 期末 経費(※ 1)	増減	経費増加 率(%)
プログラム 開発	1,043,560,000 円	875,088,756 円	168,471,244 円増	19.25%増
プログラム 保守(※ 2)	48,960,000 円	44,405,496 円	4,554,504 円増	10.26%増

※ 1 今期（テスト第 2 期）の実施経費についての評価は、本来は、市場化テスト実施前（従来経費）との比較で行わなければならないが、第 2 期開始までの間に業務の機能改善のための改修が行われているため、今期（テスト第 2 期）契約範囲に対するテスト前範囲を考えると、テスト前には存在しなかった改修部に係る開発及びその保守業務が第 2 期契約に含まれるため、上記の条件で比較することができない。

この状況で経費比較をできるだけ客観的に行うため、従来経費としての比較の対象を「第 2 期の契約に含まれる開発及び保守対象が出そろった時点での、各開発契約の合計及び各保守契約の各合計」とした。

※ 2 プログラム保守については、保守期間に違いがあることから、総額ではなく 1 ケ年相当経費で比較

4 民間事業者からの改善提案による改善実施事項等

受託事業者からは、プログラム開発業務について、利便性の向上に関する改善提案が随時なされ、実施されている。具体的には、次のとおりであり、いずれも利便性を向上させる効果が認められた。

- ・照会結果一覧を表示する画面において、条件による絞り込みや指定するページに遷移できる改善提案があり、複数の画面において対象となる機能が設けられ、利用者の利便性に対し高い導入効果が得られた。

・業務に必要となるプログラム群一式と共に同プログラムの導入手順書をダウンロード可能とする改善提案があり、各業務端末において利用者自身が行うプログラム導入作業が容易に進められるようになったことで利用者の利便性に対し高い導入効果が得られた。

5 全体的な評価

本事業の実施期間中に、受託事業者が業務改善指示等を受け又は業務に係る法令違反行為等を行った事実はなかった。

実施要項において設定したサービスの質については、2の記載のとおり確保されており、警察業務を確実に遂行するため、業務担当者への継続的かつ安定的なサービスの円滑な提供に資するという目的を達成しているものと評価できる。

受託事業者からの改善提案については、4の記載のとおり創意工夫がなされている。

実施経費については第1期末経費と比較して、プログラム開発については約19.25%、プログラム保守については約10.26%の経費増となった。経費増の要因としては、データベースについてOSS導入を行い、データベース環境の再構築やデータ移行を行ったことが挙げられる。

本評価は市場化テストの2期目であり、1期の事業評価にあつては次の改善策を講じることとされたところ、確実な実施を進めた。

- ① 資料提供招請時、説明会を開催する。
- ② ①により寄せられた意見等に基づき、実施要項を見直すとともに、改正した実施要項に関する意見招請を実施し、①と同様に説明会を実施する。
- ③ ②により寄せられた意見を踏まえ作成した最終の実施要項について、入札説明会の機会を通じて、企業が抱く懸念解消に向け警察庁が取り組んだ内容等を説明する。

実施した詳細については、令和2年度の資料提供招請の際に説明会を開催し、9者が参加した。導入説明書の受領業者12者のうち、3者より資料提出があり、うち1者より意見がでた。内容は文字コード変換に関する仕様が参入障壁になるとのことであったが、資料閲覧を可能とし障壁を排除した。また意見招請にあっても説明会を実施し、実施要項案の受領業者7者のうち、3者より意見がでた。それら意見を踏まえ実施要項案を修正した。1回目の入札公告期間中においては、業者からの希望に応じて、随時、入札説明を可能とする措置を講じた。また、現行システムに関する資料に関しては、書面で納入されたものについても閲覧可能とするとともに、業者からの質問への回答に際しては、他の業者に対してもその回答内容を共有する措置を講じた。これらの措置を通じて、他省庁とのシステム接続などについて業者が抱く不安の払拭を図ったところ、39者が調達資料をダウンロードしたが、結果は1者応札であった。2回目の入札公告期間中においては、1回目時の取組に加え、閲覧可能な資料として新たに警察共通基盤システムの利用ガイドラインを

追加するとともに、これに関連する業者からの質問についても回答内容を他の業者にも共有する措置を講じた。これらの措置を通じて、警察共通基盤システム上でのプログラム構築などに対して業者が抱く不安についても払拭を図ったところ、45 者が調達資料をダウンロードしたが、結果は1 者応札となった。

辞退した理由のアンケートを取ったところ、4 者より回答があり、「構築に向けた体制整備が困難」「求められる信頼性要件及び障害対応の要件を満たすためには、弊社体制を一から構築せねばならず既に保守体制を持つ競合他社と比較して価格面で大きく不利となるため辞退」「規模が大きく業務を履行できないリスクがあるため辞退」などの理由が挙げられた。

改善策の実施状況については、外部有識者によって構成される警察庁会計業務検討会議によるチェックを受けており、特段問題となる指摘も受けていないことから、改善は図られたものと評価している。

6 今後の事業

本事業については、結果として一者応札となったが、改善策を講じた結果、前回より多数の事業者が入札への関心を示しており、一定の改善が図られた。

また、令和3 年当時から

- ① プログラムに係る保守要件（24 時間受付可能な障害連絡窓口など）についての見直しを進めている
- ② 警察共通基盤システムの運用開始から年月を経過しており、複数のベンダーにおいて同システム上でのプログラム構築やデータ移行についての前例がある

ことが、今後の事業において、アンケート結果にあった業者が実施体制等について抱く不安を払拭するための好材料になるものと思料される。

なお、次期プログラムの開発時期については、次のような理由から現時点未定であり、令和10 年度以降となることを想定している。

- ① 業務の BPR を踏まえた次期業務の検討を進めている状況であること
- ② 関係する他省庁システムや他業務の更改・更新時期との調整が必要となること
- ③ 現行業務が稼働しているハードウェア環境（警察共通基盤システム）の更新を控えており、次期警察共通基盤システムへの移行（開発を伴わないもの）が令和9 年度中に完了する見込みであることから、プログラム開発を行う場合は、それ以降となること